

運営法人 代表者 様
指定居宅介護支援事業所管理者様
介護保険施設 施設長様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
地域包括支援センター代表者様
指定市町村事務受託法人代表者様

横浜市健康福祉局介護保険課長

平成30年度認定調査員新任研修の開催予定等について（通知）

平素より、介護保険制度の実施にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険の認定調査にご協力いただいているところですが、貴事業所に所属する介護支援専門員が平成21年度以降の新基準のもとで認定調査に従事するためには標記研修を受講する必要があります。

つきましては、認定調査に従事する予定の介護支援専門員が研修を受講していない場合は、研修の受講について配慮していただきたく、平成30年度の研修開催予定等について通知いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1 開催予定

別紙1「平成30年度認定調査員新任研修 開催予定表」のとおり

2 申込手続等

別紙2「区主催認定調査員新任研修受講申込等について」のとおり

3 受講対象者

次の3つの要件をすべて満たす方とします。

- ① 研修実施日時時点で市内の指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員
- ② 平成21年1月以降に行われた、平成21年度からの追加項目等を含む認定調査員研修を受講していない方
- ③ 本市が委託する認定調査に従事する予定の方

4 問い合わせ先

認定調査に従事するための規定及び本研修の実施について質問等がある場合は、下記担当もしくは各区高齢・障害支援課介護保険担当までお問合せください。

5 その他

現在、介護支援専門員実務研修を受講中の方は、実務研修を修了した後でないと本研修は受講できません。

平成30年4月4日（水）及び5月10日（木）に健康福祉局主催で実施する認定調査員新任研修の申し込みについては別途通知（健介保第1675号）を参照してください。

平成30年度認定調査員新任研修 開催予定表

実施予定日	主 催	申込先	TEL	FAX	申込方法	申込期間
4月4日(水)	健康福祉局介護保険課	健康福祉局介護保険課	681-1567	681-7789	電子申請	平成30年3月13日(火)~30日(金)
5月10日(木)	健康福祉局介護保険課	健康福祉局介護保険課	681-1567	681-7789	電子申請	平成30年4月17日(火)~5月7日(月)
6月	保土ヶ谷区高齢・障害支援課	保土ヶ谷区高齢・障害支援課	334-6394	334-6393	} 開催区に直接申込	各区開催通知参照
8月	金沢区高齢・障害支援課	金沢区高齢・障害支援課	788-7868	786-8872		
10月	青葉区高齢・障害支援課	青葉区高齢・障害支援課	978-2479	978-2427		
12月	鶴見区高齢・障害支援課	鶴見区高齢・障害支援課	510-1770	510-1897		
2月	旭区高齢・障害支援課	旭区高齢・障害支援課	954-6061	955-2675		

※ 各区主催研修の詳細は、研修実施予定日のおよそ1か月前に決定します。

※ 金沢区は電子申請での申込になります。

区主催認定調査員新任研修受講申込等について

1 受講対象者

通知文参照

2 申込

新たに認定調査に従事させる介護支援専門員を雇用した場合等、研修を受講する必要がある場合は、別紙1「平成30年度認定調査員新任研修 開催予定表」を参照し、開催区に直接連絡し、実施日、申込方法等について確認してください。

3 研修当日に持参するもの

- (1) 筆記用具
- (2) 介護支援専門員証
- (3) 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員であることが証明できる書類（事業所発行の身分証明書等）
※ 研修テキスト等資料は、原則として当日配布します。

4 受講に係る注意事項

本研修は、「認定調査員研修実施要綱」（厚生労働省）により規定された研修であり、全課程を修了しない場合（遅刻又は早退等）は認定調査員として名簿に登録されず、認定調査に従事することはできません。

5 認定調査員研修修了登録

認定調査員新任研修の全課程を受講すると、認定調査に従事できる者として所属事業所、介護支援専門員登録番号等とともに神奈川県認定調査員名簿に登録されます。

（ただし、介護支援専門員証の登録番号がないと認定調査員名簿に登録されませんので、登録番号取得後速やかに研修主催担当者にお知らせください。）

6 認定調査への従事

研修修了後すぐに認定調査に従事することができます。

ただし、次の要件をすべて満たしていることが前提となります。

- ① 指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設、地域包括支援センター又は指定市町村事務受託法人に所属している介護支援専門員であること（兼務も可）
 - ② 介護支援専門員資格が有効であること
- さらに、横浜市が委託する調査に従事する場合は、
- ③ 「要介護認定調査従事職員名簿」（調査委託契約上の書類）により、契約を締結している区に調査に従事する者として届出がされていることが必要となります。

7 その他

研修修了後に調査項目等の判断基準に不明な点がある場合は、各区高齢・障害支援課又は健康福祉局介護保険課にお問合せください。